

株式会社ウィーシャイン人材紹介返金制度

株式会社ウィーシャインは以下の通り、人材紹介返金制度を定めております。

【人材紹介返金制度】

1. 被採用者が自己都合により入社後 3 ヶ月未満に採用した企業を退職した場合、株式会社ウィーシャインは退社時期に応じて、受領した人材紹介手数料を、下記の表に従い採用した企業に返還いたします。

退社時期	返還する人材紹介手数料
入社から 1 ヶ月未満	80%
入社から 3 ヶ月未満	50%

2. 返還金は、採用した企業が弊社へ当該退職者が退職した旨を通知した日の翌月末までに、甲の指定する金融機関口座への振込により支払い、銀行振込料金は弊社の負担とする。

なお、被採用者が自己都合以外の理由で退職した場合（名目は自己都合であるが、本人の責に帰さない事由で退職した場合、整理解雇を含む会社都合退職または本人の死亡等を含むが、これらに限られない）は、上記の報酬返還は適用されない。また、被採用者が、採用日以前に派遣などの形態で採用企業において職務遂行経験があった場合であっても、上記の報酬返還は適用されません。